

## 課税明細書等による所得割額の確認方法

### ★普通徴収(納付書・口座引き等)の場合

年度	行政区	確認番号	通知書番号	納付方法
平成29年度				納付書

  

金融機関名	口座番号	口座名義人	振替方法

収入	給与収入	3,000,000	課税標準額	総所得	925,000	控対配	扶養	扶養	本人控除													
	公的年金収入			※※※※※※						有	特定	同居	老人	16歳未満	その他	障害	未成年	障害	寡婦	勤労学生	家屋敷	
	※※※※※※※※			※※※※※※																		
	※※※※※※※※			※※※※※※																		
	※※※※※※※※			※※※※※※																		
	※※※※※※※※			※※※※※※																		
	※※※※※※※※			※※※※※※																		
総合課税所得			税額	市民税		県民税		所得割税額は、原則として両親2人分の合算になります。また、保育料算定には配当控除額、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除を加算する必要があります。														
				所得割合計額	55,500	37,000																
				調整控除	3,000	2,000																
				差引所得割額	52,500	35,000																
分離課税			税額	均等割額		2,000																
				計		56,000							37,000									

繰越損失					
合計所得	1,920,000				
控除金額	社会保険料控除	300,000	公的年金からの特別徴収	特別徴収義務者	
	生命保険控除	35,000		特別徴収対象年金	
	配偶者控除	330,000		平成29年4月	特別徴収義務者の法人番号
	※※※※※※※※			平成29年6月	
	基礎控除	330,000		平成29年8月	翌年度仮特別徴収税額
	控除合計	995,000		平成29年10月	平成30年4月
				平成29年12月	平成30年6月
		平成30年2月	平成30年8月		

### ★特別徴収(事業所による給与引き)の場合

所得	給与収入	3,000,000	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準額	総所得		925,000		市民税	税額控除前所得割額	55,500													
	給与所得	1,920,000			山林所得		税額控除額	3,000																
	その他の所得計	0			分離短期譲渡		所得割額	52,500																
所得控除	総所得金額			1,920,000			県民税	均等割額	3,500	繰越損失額	税額控除前所得割額	37,000												
	雑損		障・寡・勤		株式等の譲渡			税額控除額	2,000		所得割額	35,000												
	医療費		配偶者	330,000	上場株式等の配当等			均等割額	2,000		特別徴収税額	93,000												
	社会保険料	300,000	配偶者特別		先物取引			控除不足額			既充当額													
	小規模企業共済		扶養		扶養親族該当区分	本人該当区分		既納付額			差引納付額	93,000												
	生命保険料	35,000	基礎	330,000	控配	老配		特定	同居		老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	未成年者	特障	他障	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	繰越損失
	地震保険料		所得控除合計	995,000	1																			
											増減額													
											変更月													

所得割税額は、原則として両親2人分の合算になります。また、保育料算定には配当控除額、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除を加算する必要があります。